

平成26年(2014年)12月4日

明石市競争入札等参加資格登録者 各位

明石市財務部契約課

### 品質評価型入札制度における品質評価点対象項目の追加について

明石市においては、技術と経営に優れた地元業者の育成とともに努力した業者が報われるような仕組みとして、平成17年7月から工事品質評価型入札制度を導入しており、工種「土木一式工事」及び「建築一式工事」で登録している市内業者については、経営事項審査の総合評定値に加え、明石市独自の品質評価点を付加し、これらの合計点数により入札参加要件を設けているところですが、この品質評価点について、平成27年度分(平成27年7月1日更新予定)より「評価項目⑦その他」に品質評価点対象項目を新たに追加しますのでお知らせいたします。

なお、評価点加算は市の保有データを用いて行いますので特に新たな申請の必要はありません。

#### 記

#### 1. 「評価項目⑦その他」に追加する品質評価点対象項目

##### ⑩優良工事表彰

過去3年度分の工事(前年度の3月31日までに完成した工事)について、明石市の優良工事表彰1件につき5点の加点を行う。

**※本項目は平成26年度以降に完成した工事が対象**

#### 2. 品質評価点対象項目追加の実施日

平成27年度の品質評価点(平成27年7月1日更新予定)付加から実施

##### ◎平成27年度における品質評価点付加の例

- ・平成24年度に完成した工事 平成25年度優良工事表彰受賞なし
- ・平成25年度に完成した工事 平成26年度優良工事表彰1件受賞
- ・平成26年度に完成した工事 平成27年度優良工事表彰1件受賞

⇒平成26年度以降に完成した工事が対象となるため、平成26年度に完成し平成27年度優良工事表彰を受賞した1件のみが加算対象となり、5点×1件=5点が本項目により付加される。

お問い合わせ先：明石市財務部契約課

TEL：(078)918-5012

FAX：(078)918-5153